

特定非営利活動法人
アンサンブル白鳥の会

定款

特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条

この法人は、広く地域社会に暮らす特別な支援を必要とする子ども・若者、その家族及び関係者を対象として、相談、情報提供、保護者同士のネットワーク形成、啓発活動、関係機関との連携並びに行政への制度改善に関する提言等を行い、障がいのある子どもとその家族が安心して生活し、学ぶことができる地域社会の形成を図るとともに、障がいの有無にかかわらず多様な人々が相互に理解し、共に支え合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、以下の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 特別な支援を必要とする子ども・若者及びその家族等に対する相談、情報提供及び啓発事業
- (2) 行政及び関係機関に対する要望、提言及び協働に関する事業
- (3) 障がい理解、地域交流及び共生社会の推進に関する普及事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになっては

ならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条

役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条

この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条

総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散にともなう残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第23条

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条

各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条

理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条

この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地。ただし、所轄庁の変更を伴うものに限る。
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項。ただし、役員の定数に係るものを除く。
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項。ただし、残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人が定款を変更したときは、前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除き、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	橋本 泉
副理事長	窪田 奈保
理事	今泉 紀子
監事	八木田 瑞穂

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
- (1) 入会金 正会員(個人・団体)及び賛助会員 一律2,000円
 - (2) 年会費 正会員(個人・団体)3,000円
 - (3) 年会費 賛助会員 個人1口以上、団体2口以上 1口3,000円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏名		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	☒ 理事・ ☒ 監事	ハシモト イズミ		有・ ☒ 無	理事長
		橋本 泉			
2	☒ 理事・ ☒ 監事	クボタ ナオ		有・ ☒ 無	副理事長
		窪田 奈保			
3	☒ 理事・ ☒ 監事	イマイズミ ノリコ		有・ ☒ 無	
		今泉 紀子			
4	理事・ ☒ 監事	ヤギタ ミズホ		有・ ☒ 無	
		八木田 瑞穂			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	

設立・定款変更用

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人アンサンプル白鳥の会

1 事業実施の方針

設立初年度は、定款第5条に定める事業に基づき、法人としての運営体制、会計管理及び情報公開体制の整備を進める。また、豊島区内を中心に、特別な支援を必要とする子ども・若者及びその家族等に対する相談、情報提供、勉強会・交流活動を実施するとともに、行政及び関係機関との連携を図り、障がい理解、地域交流及び共生社会の推進に資する活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 90 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
特別な支援を必要とする子ども・若者及びその家族等に対する相談、情報提供及び啓発事業	特別な支援を必要とする子ども・若者の子育て、教育、福祉、進路等に関する勉強会を外部講師を招いて開催する。	2026年 10月	豊島区内の施設	5名	特別な支援を必要とする子ども・若者の保護者及び関係者	約60人	15
行政及び関係機関に対する要望、提言及び協働に関する事業	豊島区障害福祉課等の関係機関と連携し、障がいのある若者の就労及び卒業後の生活に関する情報提供・交流イベントを開催する。	2026年 7月～ 8月	豊島区内の施設	5名	障がいのある子ども・若者及びその家族、関係者	約50人	10
障がい理解、地域交流及び共生社会の推進に関する普及事業	障がいのある子ども・若者とその家族が地域で交流するイベントを開催し、障がい理解及び社会参加の機会づくりを行う。	2027年 2月	豊島区内の施設	5名	障がいのある子ども・若者及びその家族、地域住民等	約60～ 70人	25
その他目的達成に必要な事業	主に重症心身障がい児とその家族が集い、気持ちを分かち合う会	2026年 10月～ 12月	豊島区内の施設	10名	重心児とその家族	約30人	40

設立・定款変更用

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会

1 事業実施の方針

翌事業年度は、初年度に整備した法人運営体制を基盤として、定款第5条に定める各事業を継続的に実施する。豊島区内を中心に、特別な支援を必要とする子ども・若者及びその家族等に対する相談、情報提供、勉強会・交流活動を充実させるとともに、行政及び関係機関との連携を深め、障がい理解、地域交流及び共生社会の推進に資する活動を広く展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
特別な支援を必要とする子ども・若者及びその家族等に対する相談、情報提供及び啓発事業	特別な支援を必要とする子ども・若者の子育て、教育、福祉、進路等に関する勉強会・情報交換会を開催し、資料作成及びホームページ等による情報発信を行う。	2027年 6月～ 10月	豊島区内の施設	5名	特別な支援を必要とする子ども・若者の保護者及び関係者	約70人	50
行政及び関係機関に対する要望、提言及び協働に関する事業	豊島区及び関係機関と連携し、進路、就労、卒業後の生活支援等に関する意見交換会又は情報提供会を開催する。	2027年 8月～ 2028年 2月	豊島区内の施設	5名	障がいのある子ども・若者及びその家族、関係者	約50人 ×2	30
障がい理解、地域交流及び共生社会の推進に関する普及事業	障がいのある子ども・若者とその家族、地域住民等が参加する交流イベントを開催し、障がい理解及び社会参加の機会づくりを行う。	2027年 8月	豊島区内の施設等	5名	障がいのある子ども・若者及びその家族、地域住民等	約60人 ～70人	60
	医療的ケアや重い障がいがある子どもとその家族の交流・情報交換を行う。	2027年 7月～ 12月	豊島区内の施設	10名	重心児とその家族	約50人 ×2	60

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		50,000
	正会員受取会費	30,000	
	正会員受取入会金	20,000	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		30,000
	受取寄附金	30,000	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		116,000
	相談、情報提供及び啓発事業収益	20,000	
	行政及び関係機関に対する要望、提言及び協働に関する事業収益	10,000	
	障がい理解、地域交流及び共生社会の推進に関する普及事業収益	36,000	
	その他目的達成に必要な事業収益	50,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
経常収益計			196,000
【B】 経常費用			
1	事業費		0
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		90,000
	会議費	10,000	
	旅費交通費	10,000	
	施設等評価費用	10,000	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	10,000	
	講師料	50,000	
		0	
事業費計			90,000
2	管理費		
	(1) 人件費	0	0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費		
	(2) その他経費		36,000
	消耗品費	0	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	0	
	地代家賃	36,000	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
管理費計			36,000
経常費用計			126,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			70,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			70,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			0

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			90,000
正会員受取会費	60,000		
正会員受取入会金	20,000		
賛助会員受取会費	10,000		
2 受取寄附金			30,000
受取寄附金	30,000		
	0		
3 受取助成金等			20,000
受取補助金	20,000		
4 事業収益			210,000
相談、情報提供及び啓発事業収益	50,000		
行政及び関係機関に対する要望、提言及び協働に関する事業収益	30,000		
障がい理解、地域交流及び共生社会の推進に関する普及事業収益	130,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			350,000
【B】 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当	0		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			200,000
会議費	20,000		
旅費交通費	40,000		
施設等評価費用	20,000		
減価償却費	0		
印刷製本費	20,000		
講師料	100,000		
	0		
事業費計			200,000
2 管理費			
(1) 人件費	0		0
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			56,000
消耗品費	10,000		
水道光熱費	0		
通信運搬費	0		
地代家賃	36,000		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
管理費計			56,000
経常費用計			256,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			94,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			94,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			24,000

特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会 設立趣旨書**1 現状と課題**

現代の教育現場において、特別な支援を必要とする子どもたちとその家族が直面する課題は多岐にわたっています。特別支援学級の在り方や通級指導の整備、通常学級との交流のあり方、保護者の不安や孤立、将来の進路や就労に対する情報不足など、保護者が悩みを一人で抱え込まず、必要な情報や支援につながる仕組みづくりが求められています。地域や行政との連携不足、兄弟姉妹への配慮、学校や就労、福祉の現場における人的・制度的支援の限界も課題となっており、子どもたち一人ひとりの個性と可能性が尊重され、安心して学び、働き、暮らせる環境の整備が急務です。

2 あるべき姿

白鳥の会は、こうした課題に対し、保護者同士のつながりを大切にしながら、知識の共有、意識の向上、スキルアップを図り、子どもたちにとってよりよい教育・福祉環境をつくることを目指して活動してきました。

今後は、会員である保護者のためだけでなく、地域の障がい児・障がい者及びその家族、教育・福祉関係者、地域住民に開かれた公益的な取り組みとして、障がいの有無に関わらず、すべての子ども・若者が尊重され、保護者が将来へ向けて安心して子育てできる社会の実現を目指します。そのためには、行政や専門機関、教育機関と連携した継続的な取り組みが必要です。

3 活動実績

2004年、豊島区立特別支援固定学級に在籍する保護者を中心に白鳥の会として発足し、これまでに以下のような活動を行ってきました。

- 保護者懇談会や勉強会の開催（障がい理解、教育制度、就労支援等）
- 特別支援教育の制度に関する要望書提出、署名活動（例：学級存続や宿泊行事再開）
- 豊島区教育委員会や福祉課等との懇談・連携
- 講演会・セミナー開催（大学講師、福祉関係者、ペアレントメンター等）
- 卒業後の進路や就労、生活支援に関する情報提供
- アート活動などを通じた地域啓発イベントへの協力

これらの取り組みは、保護者主導の草の根的な活動として、地域社会に一定の影響を与えてきました。

4 法人格取得の目的

これまでの活動は有志による自主的なものでしたが、より継続的・安定的に活動を展開するためには、法人格の取得が不可欠です。令和6年度以降、要望書提出や行政・関係機関との連携、地域啓発活動等が広がる中で、任意団体としての活動では継続性、責任体制、会計・情報公開の面に限界があることから、設立総会において特定非営利活動法人として活動を行う意思を確認し、申請に至りました。

法人格を得ることにより、行政・教育機関・福祉団体等との連携を強化し、地域における障がいのある子ども・若者とその家族を支える基盤を確立してまいります。また、法人としての責任体制を明確にし、会計・情報公開を適正に行うことで、社会的信用と透明性を高め、助成金や寄付等を活用した継続的な活動につなげてまいります。これまでの任意団体「白鳥の会」の活動を基盤として、今後は「特定非営利活動法人アンサンブル白鳥の会」として、特別支援教育・福祉に関する啓発、保護者支援、進路・就労に関する情報提供、行政・関係機関との連携、地域交流及び社会参加の促進に取り組み、より公益性の高い活動へと発展させてまいります。

すべての子ども・若者とその家族が、地域の中で安心して暮らし、学び、成長できる社会の実現を目指します。